

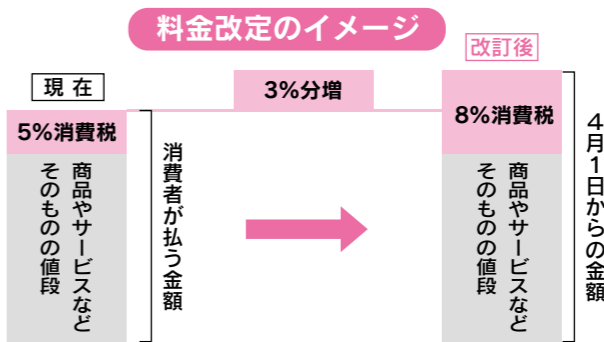
消費税が変わります

多古町ではどう変わるの？

誰もが健康で安心した生活が送れるようにと創られた「社会保障制度」。この仕組みにより、私たちの生活水準は大きく向上し日本は長寿大国となりました。人それぞれではありませんが、長生きは人生を豊かにし様々な喜びを与えてくれます。しかし、少子高齢化の道を歩み続けている日本の65歳以上人口は、総人口の4分の1を占めるまでに至り、これに伴って子育て・年金・医療・介護などの社会保障に対する費用は年間100兆円を超えるようになりまし。この増大する費用は、減少する若い世代の税金と国債によって賄われ、そして今、社会保障制度そのものが存続の危機に陥っています。

次に掲げる料金については4月1日からの消費税の引き上げに伴って金額が変わります。これは、消費税の改定分（3%分）を反映するもので、そのものの値上げをするものではありません。（イメージ図参照）ご理解くださいますようお願いいたします。

★今回の引き上げに関しては、コミュニティプラザや役場附属棟の使用料、住民票や戸籍・各種税証明の手数料などについて変更はありません。



詳細については、各担当課へお問い合わせください。

- お問い合わせ
- 生活環境課 水道管理係 ☎ 76-5406
 - 国保多古中央病院 ☎ 76-2211
 - 学校給食センター ☎ 76-3253

改定されるもの

水道料金

7月検針分（5月中旬～7月中旬の間に使用した分）から8%で算出します。

水道料金は、2カ月分をまとめて一緒に請求していますが、4月1日以前から使用されている方については、経過措置が適用され、5月検針分（3月中旬～5月中旬の間に使用した分）までは5%で算出されます。

農業集落排水料金

4・5月分の使用料金から8%で算出します。ただし、従量制による事業者は経過措置が適用され、6・7月分からの引き上げとなります。

給食費

学校給食法により、自己負担とされている給食費の材料費部分については、月額にして100円の増額改定となります。詳しくは、各学校を通じてお知らせします。

国保多古中央病院使用料等

国保多古中央病院における使用料と手数料についての金額は、条例により定められています。このうち次に掲載するものについては8%の税率に改定されます。

- 【診療使用料等】病室の使用料、長期入院料、死後の処理料
- 【訪問看護使用料】死後の処理料
- 【文書作成手数料】（定額＋税）
 - 健康診断書
 - 特別診断書
 - 死亡診断書
 - 裁判用診断書
 - 生命保険等診断書
 - 死体検案書
 - 障害者年金等に関する診断書
 - 身体障害者の申請に関する診断書
 - 第三者行為による障害診断書
 - 後遺症認定診断書
 - 銃砲所持許可に関する診断書
 - 証明及び文書料
 - その他の診断書

左に掲載してあるものについては、条例改定の対象ではありませんが、かかる費用については実費としていただいていますので、8%の適用を受けることとなります。

【診療使用料等】装用器具料、薬剤容器料、おむつ等使用料
 【介護使用料等】利用者の希望により提供したもの

税率変更 Q&A

Q なぜ引き上げられるのが消費税なの？

A 消費活動の際に生じる消費税は、性別や年代にかかわらずあらゆる世代に対して負担を求めるものであることから「負担の公平性」が高い税金とされています。

このことから、子どもからお年寄りまで国民全体に対する社会保障制度のための財源としてふさわしいと考えられているからです。「みんなが受けることはみんなで負担しよう」ということなのです。

また、消費活動は景気によって多少は変動するものの極端に変わることはないことが、税収の実績からうかがえます。このことから、ある程度安定した税収が見込めるということも理由のひとつです。

Q 引き上げられた分は何に使われるの？

A 法律により全額社会保障制度のために使われます。

Q 所得が低い人には負担が大きいのでは？

A 消費税の引き上げに伴い、経済活動や家計などに対して大きな影響があると考えられます。国は、これらの影響に対して様々な対策を立てて良好な経済活動を維持することとしています。直接家計に関係する対策としては、住宅ローン減税の拡大・臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金などが予定されています。

Q 今後はどうなるの？

A 平成27年10月から消費税率を10%へ引き上げることが法律で定められていますが、その時の経済や景気の情勢を十分考えることとしています。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることによる低所得者や子育て世帯への影響をやわらげるため、一時的な措置として給付金を支給します。

臨時福祉給付金

■支給対象者

平成26年度分町民税（住民税）が非課税の方（自分は非課税であっても課税者に扶養されている場合や、生活保護受給者は対象外）

■給付額

給付対象者1人につき1万円
 （高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は5千円を加算）

■お問合せ

保健福祉課健康福祉係
 ☎ 76-3185

子育て世帯臨時特例給付金

■支給対象者

平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方（臨時福祉給付金の対象者、生活保護の受給者は対象外）

■対象児童

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

■給付額

対象児童1人につき1万円

■お問合せ

子育て支援課こども係
 ☎ 76-5412



共通事項

■申請手続

平成26年1月1日時点の住所地の市町村で支給申請をします

■申請時期

平成26年6月（予定）

※詳細については決定次第、広報等でお知らせする予定です。